

指定障害福祉サービス事業者 各位
指定障害児通所支援事業者

静 岡 市 長 難 波 喬 司
(保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課)

受給者証記載事項報告書の提出に係る取扱いの変更について（通知）

日頃より、本市障がい福祉行政について、御理解、御協力くださり誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年 7 月 30 日付けで「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」が改正され、市が審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合において、当該審査支払事務により提供される情報により契約内容を確認できるときは、市の判断により、受給者証記載事項報告書の提出を省略できることとされました。

これを踏まえ、本市において、受給者証記載事項報告書の提出に係る取扱いを下記のとおり変更することとしましたので、お知らせします。

記

1 変更の内容

次のとおり、受給者証記載事項報告書の提出を不要とします。

変更前	変更後
<p>※ 令和 8 年 3 月 31 日までに締結された契約に係る取扱い</p> <p>事業者は、各区役所福祉事務所障害者支援課に、受給者証記載事項報告書を提出します。</p>	<p>※ 令和 8 年 4 月 1 日以降に締結された契約に係る取扱い</p> <p>事業所は、各区役所福祉事務所障害者支援課に、<u>受給者証記載事項報告書を提出する必要はありません。</u></p> <p>ただし、次のような場合には、受給者証記載事項報告書の提出を求める場合があります。</p> <p>(1) 国民健康保険団体連合会（以下「国保連」といいます。）から伝送された情報のみでは契約内容の確認が困難な場合</p> <p>(2) 個別の確認や指導等のため、契約内容の把握が必要と本市が判断した場合</p>

2 適用開始

令和 8 年 4 月 1 日以降に締結した契約内容について適用します。

※ 令和 8 年 3 月 31 日以前に締結した契約内容については、従来どおり、受給者証記載事項報告書を提出してください。

(次ページあり)

3 特記事項

- (1) 本市が国保連から提供を受ける審査支払情報により、利用者との契約内容（契約支給量等）の確認ができることが条件となります。事業者の皆様は、国保連へ伝送する請求明細書情報に契約内容の入力漏れがないようにしてください。
- (2) 今回の取扱いの変更に伴い、今後、複数の事業所を利用する方について、仮に、請求支給量が支給決定支給量を超えた場合には、給付費の請求の段階で、当該複数の事業所に請求を返戻することとなります。
- 複数の事業所を利用する方に対して障害福祉サービス等を提供している事業所は、支給決定支給量を超えた請求をしないよう、事業所間で確認をお願いします。

【参考例】

利用者A（事業所B・事業所Cを利用）：支給決定支給量 10日

事業所B：7日利用

事業所C：5日利用 となっていた場合

⇒ 給付費の請求の段階で、利用者Aの支給量オーバーが確認された場合には、事業所B・事業所Cの請求を両方とも返戻します。

※ 今回の取扱いの変更に伴い、事業所B・事業所Cのどちらの請求が正しい（誤りがある）かは、本市では確認できなくなるため、両方の事業所に請求を返戻します。

【問合せ先】

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号新館15階
静岡市保健福祉長寿局 健康福祉部
障害者支援推進課 自立支援係
電話：054-221-1098 FAX：054-221-1108